

# 市川市いじめ防止基本方針

市川市教育委員会

平成 27 年 3 月

## 目 次

1	はじめに	1
2	いじめの定義	1
3	市川市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方	2
4	市川市におけるいじめ防止等に関する取組み	2
5	学校におけるいじめ防止等に関する取組み	3
6	重大事態発生時の対応	5
7	「市川市いじめ防止基本方針」の公表及び改訂	5

## 1 はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為である。

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止に向き合うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立つ必要がある。そして、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの未然防止を図ること、また、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

あわせて、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが求められる。

以上のことから、市川市として、いじめ問題の克服に向け、いじめ防止等の基本的な方向を示す「市川市いじめ防止基本方針」を定める。

さらに、この機を得て、県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携のもと、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、本基本方針では、次のとおり、いじめを定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と同じ学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃す、あるいは、見過ごしている可能性がある。

いじめの対応においては、認知件数のみを問題とするのではなく、アンケート調査、教育相談等の日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むこととする。

### 3 市川市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識のもとに、次に示す視点を中心として、いじめ防止の取組みを推進する。

#### (1) いじめの未然防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査、教育相談等を実施する。また、日常的な実態把握により、児童生徒が発するどのような小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

#### (3) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、法第22条の規定により設置する「いじめ防止の組織」を中心に、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

#### (4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことを重視する。児童会、生徒会等が中心となって、いじめ防止キャンペーンといった活動を行うなど、児童生徒の主体的な活動を支援する。

#### (5) 家庭、学校及び地域の連携

P T A、学校関係者及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

### 4 市川市におけるいじめ防止等に関する取組み

市川市は、次のとおり、いじめ防止等の対策を推進する。

#### (1) いじめ防止に係わる組織

関係機関及び学校との連携を図りいじめ防止を推進する組織は、「市川市学校警察連絡委員会」を活用する。

市川市ではこれまでも、いじめを含む児童生徒に係る諸問題について、情報を共有するとともに、諸問題の早期解決及び拡大防止のために、学校と

警察による連絡・情報共有を行っている。法の理念を踏まえ、この学校警察連絡委員会の組織を拡充し、学校、警察、教育委員会、人権擁護委員会の連携により、学校で起こる諸問題とりわけいじめの防止に務める。

なお、この委員会は、法第14条第1項に規定する「連絡協議会」に代わるものである。

## (2) いじめの防止等に関する取組み

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、市教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。

ウ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組みを行う。

エ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。

オ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。

カ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。

キ いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。

ク 学校におけるいじめの防止等の取組みの点検・充実を進める。

ケ いじめの防止等のための取組みが、総合的かつ効果的に推進されるよう、学校に対し、必要な指導、助言及び支援を行う。

## 5 学校におけるいじめ防止に関する取組み

学校は、いじめの防止のために策定した「学校いじめ防止基本方針」を運用し、校長のリーダーシップのもと、生徒指導体制を確立する。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止の組織」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組みを体系的・計画的に進める。

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の運用について

- ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて活用を図る。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んで活用を図る。
- ウ いじめの防止に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとして活用する。
- エ 基本方針を保護者に周知する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

## (2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止の組織」）を活用する。
- イ いじめ防止の組織を、校務運営組織に位置づける。

## (3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ 円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員、家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

## (4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会等が、いじめの防止等のための取組みを主体的にできるよう支援する。

## (5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者、関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家を招聘する。

## (6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害

が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

## 6 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長及び県教育委員会に報告する。
- (2) 報告を受けた市教育委員会は、義務教育課「学校安全安心対策担当室」及び指導課において調査を行う。
- (3) 市教育委員会は、義務教育課「学校安全安心対策担当室」及び指導課による調査結果を市長に報告し、調査結果を踏まえた対応・措置等を行う。報告を受けた市長は、必要と認めるとき、総合教育会議において協議する。

※義務教育課「学校安全安心対策担当室」及び指導課による、調査機関としての機能

市川市ではこれまでも、いじめなどの重大事態が生じた場合、調査分析を行い、必要な指導助言を行ってきた。今後は、調査の中立性を確保するため、第三者たる学校問題対策員（医師・弁護士・大学教授）を活用し重大事態に対処する。

### 【重大事態の定義】

重大事態とは、次に掲げる場合を指す。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項に基づく)

## 7 「市川市いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

市川市いじめ防止基本方針は、市川市Webページで公表するとともに、より実効性の高い取組みとするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

## 市川市いじめ防止基本方針について

### 1. 経緯

- 平成 25 年 2 月 教育再生実行会議 提言「いじめの問題等への対応について」  
平成 25 年 6 月 いじめ防止対策推進法 公布（9 月施行）  
平成 26 年 8 月 千葉県いじめ防止基本方針 策定  
（市川市）  
平成 26 年 3 月 「いじめ防止基本方針（学校版）」の策定（全小・中学校）  
平成 27 年 3 月 「市川市いじめ防止基本方針（市教委版）」の策定

### 2. 概要

#### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒と同じ学校に在籍しているなど、一定の関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 市川市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

- ①いじめの未然防止 ②いじめの早期発見・早期対応 ③いじめへの組織的な対応  
④児童生徒の主体的な活動の支援 ⑤家庭、学校及び地域の連携

#### (3) 市川市におけるいじめ防止等に関する取組

- ①いじめ防止に関わる組織（「市川市学校警察連絡委員会」の拡充）  
学校、警察、教育委員会、人権擁護委員会の連携による「いじめ」の防止。  
②いじめの防止等に関する取組  
道徳教育・体験活動等の充実、児童生徒への教育相談体制の充実、  
関係機関との連携体制の構築、教職員研修等の充実、早期発見等の方策研究、  
保護者への啓発活動、学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

#### (4) 学校におけるいじめ防止に関する取組

- ①「学校いじめ防止基本方針」の運用 ②いじめの防止等に係る組織  
③いじめの防止等に係る児童生徒への指導 ④児童生徒の主体的な活動の支援  
⑤生徒指導体制及び教育相談体制の構築 ⑥警察への相談・通報

#### (5) 重大事態発生時の対応（対応の流れ）

- ①事案の発生・報告：学校→市教育委員会→市長及び県教育委員会  
②調査：市教育委員会（義務教育課（学校安全安心対策担当室）＋指導課）  
※調査は第三者たる「学校問題対策員」（医師・弁護士・大学教授）を活用。  
③結果報告＋所要の対応・措置の検討  
市教育委員会→市長（必要に応じ「総合教育会議」を開催）

## 市川市教育委員会における施策（例）

### 1. いじめの未然防止（道徳教育の充実）

#### □「創意と活力ある学校づくり事業」（市川の学校教育三ヵ年計画）

各学校が「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの柱に沿った経営の重点を定めた学校教育三ヵ年計画を策定・実施。この中でいじめ防止や道徳教育の推進を図っている。教育委員会ヒアリング（年度中・年度末）を通じて成果・課題を検証し、改善を進める。

### 2. いじめの早期発見・早期対応（教育相談体制の充実）

#### □ライフカウンセラー（小学校は「ゆとろぎ相談員」）の配置・研修

児童生徒の精神的な悩みに対して適切に対応することを目的として、ライフカウンセラーを市内全小中学校に配置。小学校ではゆとろぎ相談室を開室し、児童の居場所づくりとともに児童・保護者等の相談にあたっている。中学校では心理に関する専門的な知識及び経験を有する心理療法士が生徒・保護者の相談にあたっている。こうした相談体制を整えることにより、いじめについても悩みを抱えている児童生徒を早期に発見したり、また適切に対応したりすることができている。

（小学校は 1 日 5 時間勤務で年間 111 日、中学校は 1 日 7 時間 45 分勤務で年間 124 日）

### 3. いじめへの組織的な対応（校内体制の整備・支援）

#### □「いじめ防止基本方針（学校版）」に基づく体制整備

市内の全小中学校では、各学校がいじめ防止に向けて全力で取り組むことや、いじめの早期発見、いじめへの適切で迅速な対応を行うことを明示した「いじめ防止基本方針」を、平成 25 年度内に策定している。この方針に基づいて、各学校はいじめ防止に向けて組織的に積極的な取り組みを行っている。児童生徒に対する「生活アンケート」を通じたいじめの早期発見、教育相談週間の設定による児童生徒に対する教職員からの積極的な面接の実施、保護者からの随時の相談受付や教育相談日の設定などによる対応などを推進している。また、市教委としてきめ細かな児童生徒への対応を図るため、スクールサポートスタッフ、少人数指導等担当補助教員を各学校に配置している。

※この他、千葉県内の全小・中学校で「いじめ防止啓発強化月間」（毎年 4 月）を実施

### 4. 児童生徒の主体的な活動の支援（児童会・生徒会によるいじめ防止キャンペーン）

オレンジリボン・イエローリボンキャンペーンによる児童生徒の主体的な活動を学校・教育委員会が支援し、子どもたちが自ら考え、自ら学ぶ児童生徒の意識を醸成していく。

※平成 26 年度は、中学校 6 ブロック（二中、四中、五中、大洲中、南行徳中、妙典中）合計 24 校で実施している。

### 5. 家庭、学校及び地域の連携（学校の取組に対する地域支援）

#### □ 学校支援実践講座

市民が学校に対する「地域支援者」となり、いじめに関する講座を受講後、小中学校の道徳の授業などに参加して、いじめに関する架空の事例に関して意見交換を行うもの。平成 25 年度にスタートし、平成 26 年度は 60 名の市民が参加し、40 学級、約 1,400 名の児童生徒と意見交換を行った。